

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
電気通信番号政策委員会（第21回） 議事録

1 日時 平成30年4月26日（木）10時00分～12時00分

2 場所 総務省 第4特別会議室

3 出席者

（1）電気通信番号政策委員会構成員（敬称略）

相田 仁（主査）、一井 信吾（主査代理）、河村 真紀子、猿渡 俊介、森 亮二
（以上5名）

（2）オブザーバー（敬称略）

一色 耕治（NTTアドバンステクノロジー）、花石 啓介（日本電信電話株式会社）、
中村 嘉之（日本電信電話株式会社）、甘楽 雅和（KDDI株式会社）、永田 貴
志（KDDI株式会社）、折原 裕哉（ソフトバンク株式会社）、羽生 正義（ソフ
トバンク株式会社）、福田 尚久（日本通信株式会社）、荒金 俊信（日本通信株式
会社）、芦田 亮介（富士通クラウドテクノロジーズ株式会社）、青島 示路（富士
通クラウドテクノロジーズ株式会社）、松田 章良（岩田合同法律事務所）

（3）総務省

古市 裕久（電気通信事業部長）、荻原 直彦（電気通信技術システム課長）

（4）事務局

深堀 道子（番号企画室長）、影井 敬義（番号企画室課長補佐）

4 議題

（1）固定電話番号を利用する転送電話サービスに関する事業者ヒアリング

（2）その他

(相田主査) それでは、定刻となりましたので、ただいまから情報通信審議会電気通信事業政策部会電気通信番号政策委員会の第21回会合を開催いたします。

本日は、三友委員と藤井委員はご都合によりご欠席と伺っております。また、本日の委員会では、事業者ヒアリングを行いますので、転送電話サービスを提供されています事業者であるNTT、KDDI、ソフトバンク、日本通信、富士通クラウドテクノロジーズ、マイクロソフト及びその代理人の岩田合同法律事務所にオブザーバーとして参加いただいております。さらに、前回委員会に引き続き、NTTアドバンステクノロジの一名にもオブザーバーとして参加いただいております。

それでは最初に、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

(影井番号企画室課長補佐) 配付資料の確認をいたします。議事次第に記載しておりますとおり、本日の資料は、資料21-1から21-7まで及び参考資料の計8点となっております。もし過不足等がありましたら、事務局までお知らせください。

また、本日は資料21-5、21-6、21-7の一部に委員限りの扱いのものがございまして、右肩にその旨を記載しておりますので、ご注意ください。

以上でございます。

(相田主査) 資料に関して、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、本日の議事でございますけれども、本日の議題は、固定電話番号を利用する転送電話サービスに関する事業者ヒアリングということで、先ほども申し上げましたように、固定電話番号を利用する転送電話サービスのあり方の検討に当たり、転送電話の提供の実態や具体的な事例等を委員の皆様にご把握していただくということを目的といたしまして、転送電話サービスを提供されている事業者6社から、サービスの内容や前回の委員会で確認したヒアリング項目について、それぞれプレゼンテーションしていただくことを予定しております。

それでは、実際のヒアリングに入る前に、事務局から補足説明があるということで、お願いいたします。

(影井番号企画室課長補佐) 恐れ入ります、一番下の参考資料を少しごらんいただけますでしょうか。

前回の委員会におきまして、委員から、転送電話に関しまして、法律のみならず省令や告示も含めて固定電話番号等の識別性や設備との関係、転送電話の位置づけ等についてご質問がありましたので、今回、事務局において補足説明をさせていただくた

めに、この資料をご用意しました。

ページを開いていただきまして、1 ページをごらんください。

まずは固定電話番号に関する現行の制度でございます。この電気通信事業法に基づきまして、これに加えて総務省令であります電気通信番号規則の第9条の第1項第1号におきまして、利用者の設備に接続される固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号、つまり0AB～J番号を指しておりますが、これは総務大臣が市町村等の区域を勘案して、別に告示するとしております。

また、その下の別表第二という規定におきまして、固定端末系伝送路設備に直接接続する交換設備等を設置すること、また、電気通信設備が法第41条第1項または第2項、つまり品質等の技術基準を確保するための規定の適用を受けるものということを定めております。

また、第9条第1項の地理的識別地域と異なる番号が利用されないための技術的措置を講ずること、さらには緊急通報が利用可能であることなどを定めてございます。

そして、2 ページをごらんいただきますと、申し上げました告示のほうにおきまして、0AB～J番号について番号区画とこれに対応する市外局番、市内局番などを定めてございます。

ここまでの固定電話番号に関する制度でございまして、次に3 ページをごらんください。転送電話に関する現行の電気通信事業法上の位置づけでございます。転送電話サービスというものは、この参入マニュアルで定義しておりますとおり、この委員会でのご検討の対象としているものは、いわゆる発信転送、着信転送のいずれもが電気通信事業に該当しており、登録または届出が必要となっております、これを怠りますと罰則の対象となっております。しかしながら、先ほどの番号規則を含めまして、電気通信番号の使用の観点からの転送電話サービスに関する規律はないといった状況にございます。

続いて、4 ページをごらんください。転送電話の主な形態と、番号規則の関係がどうなっているのかといった点について、典型的なケースをイメージとしてお示ししております。

まずは1 つ目に、固定電話番号の指定を受けた事業者が提供している転送電話の場合でございます。このうちケース1として、A社の交換設備・転送設備に転送電話の契約者であるAさんの固定電話端末がつながっているケースといったものでござい

す。

図をごらんいただきますと、まず赤い矢印の発信転送の場合ですが、Aさんが090-Aの携帯電話端末からBさんの固定電話端末に電話をかけるために、03-Bをダイヤルしますと、携帯電話網から入って、A社の固定電話網の中にある交換設備で1コール目を着信しまして、そこから06-Aとして2コール目を発信しまして、Bさんには06-Aが表示されて着信するといった仕組みになってございます。

逆に、青の矢印の着信転送の場合ですが、この場合はBさんがAさんの固定電話端末に電話をかけるために、06-Aをダイヤルしますと、A社の固定電話網内にある交換設備・転送設備で1コール目を着信し、そこから06-Aとして2コール目を発信しまして、携帯電話網に入ってAさんの携帯電話端末に、この場合はBさんの03-Bが表示されて着信いたします。

こうした場合に、下に書いておりますとおり、A社やB社の固定電話網の部分が06や03といった固定電話番号についての、この注釈※1に書いておりますような番号規則の規定が適用されておりますが、携帯電話網の部分につきましては、固定電話番号に関する規律が適用されず、携帯電話の090番号についての、この下の注釈※2で書いているような番号規則の規定が適用されるということになってございます。

続いて、5ページをごらんください。これは4ページと同様に、固定電話番号の指定を受けた事業者が提供している転送電話のうち、ケース2ということで、A社の交換設備・転送設備に固定電話端末がつながっていない場合もあるのではないかとということで、このイメージをお示ししております。このケースでは、A社の固定電話網にある交換設備・転送設備は固定電話端末を収容せずに、06-Aという番号でAさんの携帯電話端末への転送のみが行われているものが考えられます。

このケースにおける番号規則の適用関係は、4ページのケース1と同様でございます。

最後に、6ページをごらんください。ここまでのケースとは異なりまして、固定電話番号の指定を受けていない事業者であるD社が提供している転送電話の場合を示しております。4ページや5ページのケースと大きく異なりますのは、転送を行っているのが国から番号の指定を直接受けていないD社であることです。このD社は、固定電話番号の指定を受けた固定電話事業者であるC社から、例えば06といった番号の卸提供を受けまして、06番号区画にあるC社の交換設備とつながって、クラウドP

B Xなどの転送設備を設置し、インターネット網などを介して転送を行っております。また、この場合の転送設備は06番号区画の中にあるのか、または06番号区画の外にあるのか、といったところはわからないという状況になっております。

このケース3におきましては、B社やC社の固定電話網の部分に適用される規律はケース1やケース2と同じでございますが、左側のD社の転送設備と、その利用者であるCさんまでの転送の部分につきましては、現行の番号規則上の規定が適用されていない状況にあるということが、現行の制度の状況となっております。

以上が参考資料の説明となります。こうした点も参考にいただきながら、事業者ヒアリングを行っていただければと存じます。

続きまして、資料21-1をごらんください。事務局の最初の資料でございます。

本日のヒアリングの対象となる事業者は、1ページのとおりでございます。

ヒアリング項目は2ページのとおりであり、前回委員会での委員からのご意見を踏まえて、一番下の2項目を追加しております。

それではこの後、各社からの説明となりますが、各社からの説明は1社当たり10分以内でお願いできればと存じます。説明開始後8分を経過した時点でベルを一度鳴らし、10分経過した時点でベルを3回鳴らしますので、ご注意ください。順番は、NTT様から順番に説明いただき、マイクロソフト様まで6社全ての説明が終わった後、まとめて質疑等の時間とさせていただきます。

事務局からの補足説明は以上でございます。

(相田主査) それでは早速、ヒアリングに入りたいと思いますので、まずはNTT様から説明をお願いいたします。

(花石氏：オブザーバー) NTTでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうからNTT東西、NTTコミュニケーションズが提供するサービスと、電話転送についてということでご説明させていただきたいと思います。

ページ、めくっていただきまして、2ページ目にはじめにとございますが、まず皆様にご理解いただきたいのが、NTT東日本・西日本、NTTコミュニケーションズでは、先ほどの図にもありましたが、着信転送を行っておりますけれども、発信転送はまず提供していないということを前提とさせていただきます。

また、本日はこれらを踏まえまして、NTT東日本・西日本、NTTコミュニケーションズが提供している下記に記しました着信転送サービス、クラウド型PBXサー

ビス、O A B～J－V o I Pサービスについて、このヒアリング項目の対応状況についてご説明させていただきます。

このクラウド型P B Xは、外の外出者の内線を実現するものであり、また、それを生かした形でV o I Pサービスと接続することで転送という形態をとることが可能ですので、順を追って説明させていただきます。

なお、対応項目、ヒアリング項目につきましては、少々最終ページに参考につけていただきましたが、カテゴライズさせていただきましたので、ご参照いただければと思います。

それでは、3 ページ目、まず1 目目のサービスでございます。ボイスワープでございます。こちらのサービスにつきましては、固定電話及びひかり電話の付加サービスとして、お客様にかかってきた電話をお客様が設定した電話番号に転送、いわゆる着信転送するサービスでございます。

図を見ていただきますと、発信者が0 6から0 3のお客様にかけた場合に、お客様が転送設定することによって、外出先の携帯等に転送するというものになります。この場合、緊急通報につきましては、転送契約しているお客様につきましては、ご自宅の場合ですとご自宅の区画の緊急機関のほうに、そして外出先につきましては、携帯電話を通して緊急通報がなされるということです。

このサービスにつきましては、地理的識別、緊急通報、品質、それから信頼性で申し上げますと、まず地理的識別につきましては、ボイスワープ利用については固定回線敷設が必要であり、契約時に本人性確認を実施しているということです。実際に転送を行うのは、このご自宅の端末を経由してというわけではなくて、ネットワーク内にある転送装置で転送いたしますが、このご自宅と転送装置というものをくくりつけて管理するという事で固定性を担保するということです。

なお、本人性確認につきましては、ちょっと後ろのページになって大変申しわけありませんが、後ろから2 ページ目の別紙としてお載せしましたが、法的証明書、固定電話またはフレッツ光契約時に確認する法的証明書はこのようなもので確認しているというものをお載せさせていただきましたので、ご参照いただければと思います。このような形で本人性を確認しております。

また、緊急通報は、先ほど申し上げましたとおり固定からの場合と外出先ではそれぞれ緊急通報としてかける先にふさわしいところにかけるという形です。

また、サービス・品質の識別といたしまして、この転送が行われる場合の発信者に対する通知に関しましては、まず転送を知らせるガイダンスを流す、または転送音を通知するという事で、契約者が選択することができるようになっております。

また、外出先で受け取る場合、発信者番号につきましては、発信者の06の番号が表示されるということになります。ですので、外からかかってきても大阪からかかっているということが、外にいても認識ができるということです。

また、社会的な信頼性の観点で申し上げますと、この転送装置に関しましての転送に関する設定につきましては、ボイス契約回線から、またはウェブを使って転送設定が可能ですが、これにつきましては、特にウェブの場合にはユーザー名・パスワード認証を実施して、セキュリティーというか改ざんとかというものを担保しているということです。

次に、これは転送サービスというよりは、内線を外に拡大するひかりクラウドPBXのご説明です。これにつきましては、フレッツ光のサービスの契約が前提ですが、オフィスと外出先のほう、まさに内線で通話できるようなサービスになります。

地理的識別につきましては、先ほどと同様にオフィス、それからその場所について本人性確認を含めて同じようにやっているということです。

緊急通報につきましては、オフィスにいる場合にはオフィスの区画のところの緊急機関に、外出先は、先ほどと同様に外出先のエリアの緊急機関のほうにかかるということです。

また、サービス・品質の識別といたしましては、オフィスと外においては内線番号で表示するという事でしております。また、この区間の外を通る区間の品質につきましては、品質の劣化状況を認知することができる。これはスマホのほうにアラームが出るということで、探知機能を設定しているという事でございます。

また、なりすまし防止の外出先の、特に端末とかほかの方が使うとかそういうようなものに対しましては、スマホ専用のアプリでサーバーとの認証を定期的実施することで防御しているということです。

また、サービスとしとしても、外に持っていく端末、持っていくものにつきましては、オフィスの中に、団体に属している社員に限定する、従業員に限定する、もしくはその団体が許可した者に限定するという規定を設けさせていただきまして、その規定に反するようでしたら利用を停止する旨を記載させていただいておりますというこ

とです。まさに内線を外で使うというのは昨今のテレワークだったり在宅勤務だったりとか、働き方改革とかで活用される形かと思っております。

次に、このクラウド型P B Xサービスを使った例でございます。現在、N T Tコミュニケーションズ、N T T東西からは、記載のV o I Pサービスのほうを提供させていただいておりますけれども、このサービスとクラウド型P B Xをお客様が用意した外線接続系統へ設置することによって、接続することができます。図を見ていただきたいんですが、右側がまさにクラウド型P B Xを少し図を小さくしたものです。左側がひかり、V o I Pサービスになります。こちらの両サービスを外線接続のゲートウェイを設けることによって接続することができます。

かかっている形態をご説明しますと、例えばお客様、B社のほうからA社のオフィスにかかってきた場合、そこにいればそこに接続されますが、外出している社員に対しては、そのゲートウェイを通じて、クラウド型P B Xを介して外出先の社員のほうに転送されるというような形になります。逆に外出されている社員につきましては、逆向きにゲートウェイを介して外のお客様のほうに連絡をするということです。

この場合、お客様から外出先の社員にかかる場合には、番号のほうはB社の番号がそのまま表示されます。つまりお客様のB社からかかっているということを認知できるということです。逆に、外出先の社員、スマホ等からかけた場合に、アプリケーションを使ってかけた場合に、お客様のほうに表示されるのは、A社のオフィスの番号になります。ここは外の番号と違って、中の番号を表示させますけれども、つまりA社からかかっているということで、ご安心いただくと。会社からの電話であるということでご安心いただくという形でございます。

また、このサービスの場合、緊急通報につきましては、オフィス内にいる場合にはオフィスの区画の緊急通報機関、また外出先にいる社員は、先ほどのクラウドサービスと同様に携帯網を通した緊急通報機関のほうに接続されることになります。

この伝送の形態も含めて、ヒアリング項目に関する対応状況でございます。ひかりサービスとクラウド型P B Xにつきましては、先ほど申し上げたところと重なりますので省略させていただきますが、この中央のサービス品質識別のところです。お客様が外線接続系統へ設置した場合には、先ほどもつながりを交互に申し上げましたが、それぞれ番号の表示の仕方が変わってきます。お客様の番号が出る場合と、また、お客様にかかる場合にはオフィスの番号が出るということですけれども、会社の番号を

通知するというご安心いただくという形でございます。

また一方、クラウドP B Xの中でもご説明しましたが、外の区間の品質が劣化する場合にはアラームが出ます。ですので、お客様の使い方を確認させていただいたところ、外にいて通話品質が劣化しているというアラームが出るようなときは、留守番設定をして、つながるところに移動するとかそういう使い方をされているということをお聞きします。

また最後に、こういった使い方も含めた社会的信頼性として、こういうO A B～J転送利用の必要性ということで項目がございましたが、N T T東西、N T Tコミュニケーションズを通じて確認したところ、やはりお客様からオフィスへの着信をオフィス内外にかかわらずオフィス番号で受けたいというニーズ、また逆にお客様への発信時にオフィス内外にかかわらずオフィス番号を通知したい、つまりやはりお客様にご安心いただきたいということで、ニーズはやはり一定のものがあると伺っております。

以上がサービスとヒアリング項目についてのご説明になりますけれども、やはりこういうサービスを提供する際に、これから働き方改革とかワークスタイル革命とかでこういうケースが多いと思いますが、やはり本人性確認というのはしっかりやって、間違った使われ方をしないようにすることが重要かと思っております。

以上でございます。

(相田主査) ありがとうございます。先ほど申し上げましたように、質問等は基本的には6件のプレゼンテーションをいただいてからということにさせていただきますが、何かこの場で確認しておきたいというようなことはございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、続きましてK D D I様からご説明をお願いいたします。

(甘楽氏：オブザーバー) K D D Iの甘楽でございます。発表の機会をいただきまして、ありがとうございます。発表させていただきます。

まず、おめくりいただきまして、1ページ目でございます。こちらでは、弊社が提供しております転送電話サービスということで、a uオフィスナンバーのご紹介をさせていただきます。と思っております。

内容としましては、V o L T E、L T Eネットワークで音声通話を実現する技術と、I Pネットワーク等を組み合わせて提供する固定電話サービスでございます。赤の矢印が、お客様が着信受ける際のイメージで、青い矢印が、お客様の発信のイメージと

ご理解いただければと思っております。

まず、赤い矢印でございますが、ご契約の０ＡＢ～Ｊにお客様のお取引先などからこのお客様に対して発番がされたときに、そこが転送設備を介して携帯電話網に行き、サービス契約のお客様に対してそこが転送されるという仕組みでございます。

青い矢印が発信時でございますが、お客様は００７７２６というプレフィックスを打ちまして、相手先の番号をダイヤルいたします。そうすると転送設備で変換されて、お客様のお取引先には０ＡＢ～Ｊ番号が通知されるという形でございます。

なお、こちらをご利用のお客様へ、自動的に００７７２６を付加できる携帯電話アプリを提供しており、利用のしやすさを提供している状況でございます。

転送設備におきましては、先ほどＮＴＴ様からもございましたが、基本的にはご利用拠点と同一番号区画内にその設備を設置している状況でございます。

続いて、２ページをお願いいたします。こちらはヒアリング項目への回答でございます。現状、オフィスナンバー以外の転送電話サービスも提供しておりますが、そのようなサービス全般に対して、いただいた質問に対して回答したいと思っております。

まず１つ目です。転送電話サービスを利用する契約者の拠点と番号区画の関係ということで、犯罪収益移転防止法と書かせていただきましたが、先ほど申し上げましたとおり地理的識別性の観点から、サービスを利用される拠点と番号区画は一致させたサービス提供をしているという状況でございます。

確認方法につきましては、当該サービス契約時に使用場所としてご提示いただいた宛先にダイレクトメール等を送付して、使用者の存在等を定期的に確認しているという手法をとっております。

２つ目でございます。転送電話サービスに係るネットワーク構成でございますが、固定回線やゲートウェイ、ＰＢＸの設備において、サービスを利用される拠点と同じ番号区画内に設置して、サービス提供を行っております。

ゲートウェイ設備は基本的に弊社の網内にあり、当然ながら弊社が管理している状況でございます。

また、ＰＢＸにおいては、下のオレンジの表でお示ししておりますが、２つのケースでございます。お客様事務所に設置するケースと、お客様が契約されるデータセンターに設置するケースです。このデータセンターは弊社設備であり、そちらに置いて

いただくというケースでございます。オフィスナンバーにおいては、こちらのP B X等を弊社に委託いただいて、それを弊社内の網内で管理しているという状況でございます。

3 ページ目でございます。緊急通報の確保の状況でございます。こちらにつきましては、緊急通報は基本的に確保しております。携帯電話設備の位置情報を緊急通報機関に提供している状況です。

説明が漏れてしまいましたが、a u オフィスナンバーでは、携帯電話による緊急通報を提供することで代替しているという状況でございます。

次の設問でございます。転送される場合の利用者への通知と、転送電話を提供するネットワークにおける通話品質の確保を、合わせた形でお示しさせていただければと思うのですが、回答といたしましては、弊社の受け持つ責任分界区分でのネットワーク品質は維持しておりますので、転送通知音は入れていないという状況でございます。ただ、a u オフィスナンバーにおいては、固定網と携帯電話網で構成されておりますので、携帯電話網における品質を確保しております。言いかえますと、こちらのサービスにおいてはインターネット網を介していないという状況でございます。

次の設問です。転送される場合の利用者に表示される番号でございます。転送ゲートウェイが所要の手続きなく番号区画外に移転されたことを確認された場合に、一部問い合わせ窓口の番号を除いて接続を規制する等の措置を行っております。いきなりサービス断となりますと、お客様にご迷惑をおかけするような形があるかと思います。番号区画外に移転されるということが確認された際は、その地理的識別性が確保できないことから、発番通知を止める措置をします。要は番号通知を、最初に取りかかるところです。番号区画外に移転された状態が依然として継続される場合においては、最終的にはそのサービスを規制しております。

また、a u オフィスナンバーは、海外発信をサービスとして設けてございません。ただ、他の転送電話サービスにおいては、一部海外発信が可能なものがございます。そちらにおいては、転送電話サービスにおいて発番号非表示という形で、地理的識別性というところについてこちらの部分を勘案している状況でございます。

最後のページでございます。4 ページ目でございます。インターネットを経由する転送の場合のセキュリティーの確保と書いてございますが、インターネット網をオフィスナンバーにおいては経由しておりません。また、我々の提供しております転送電

話においては、契約に係る認証を行っているという状況でございます。

基本的には、契約情報ごとに転送設備だとか交換機等において回線 I D だとかユーザー I D、電話番号で認証を行っているという状況です。万が一、回線だとかゲートウェイ等が変わったというようなことが発覚した際には、その変わるというたびに認証を行われている状況でございまして、通常の電話網と一緒に、電話番号ごとの認証を毎回実施しているという状況でございます。

続いてです。O A B～J の番号の指定を受けた事業者、卸元事業者と、あと卸先事業者との間で相互にその内容を把握しているかどうかというご質問でございしますが、こちらにつきましては、契約時に確認された内容を把握しているという状況です。しかしながら、弊社の回線契約者が転送サービスを提供している場合、転送サービス事業者様の責任範囲でございしますので、転送サービスの具体的な詳細までは、把握し切れないという状況でございます。

最後でございます。転送電話サービスにおいて、O A B～J 番号を使用する必要性と、ご契約者の意見というところでございますが、こちらは1つに包含して回答しております。基本的にはO A B～J 番号を利用した弊社転送電話サービスは、個人、法人問わず幅広いお客様からニーズをいただいていると思っております。

一例を申し上げますと、今回、オフィスナンバーにおいては、基本的にお客様が仮に海外にいたときに、発信ではなく着信は可能でございしますが、その際に、海外にいたときの料金は、その対地国のローミングに応じた金額、1分当たり何円という形で課金が発生するという状況です。

それが万が一、転送が行われないという形ですと、一般的にその契約者に相対する相手の方に対して海外の通話料金がかかってしまう状況があるかと思えます。そういった料金的なインセンティブが転送電話サービスにおいてあると思っております。そのような観点からも、O A B～J 番号の転送電話というところは一定のニーズがあると思っております。

すみません、以上でございます。ありがとうございました。

(相田主査) ありがとうございます。それでは、ただいまのプレゼンについて、何かただいますぐに確認しておきたいというようなことはございますか。はい。

(一井主査代理) 1 ページ目のところで、このサービス、固定電話サービスですというふうにお書きいただいておりますけれども、お客様のご利用拠点と書いてありますが、

ここに固定電話、いわゆる普通の意味の光ファイバーなり何なりの固定電話設備が設置されていることを前提としていますか。

(甘楽氏：オブザーバー) こちらについては、その固定端末がお客様の拠点にはないケースもございます。そのお客様のP B X等転送設備内を弊社に委託いただいて、管理しているという状況でございます。

(一井主査代理) それと少し関係しますけれども、先ほどの転送ゲートウェイが所要の手続きなく番号区画外に移転されたということがあり得るようなご説明があったかと思えますけれども、それはO A B～J 番号が付与された端末設備が勝手にどこか違うところへ行ってしまうということを意味していますか。

(甘楽氏：オブザーバー) すみません、もう一度お願いします。

(一井主査代理) 3 ページ目ですかね、下のほうに転送ゲートウェイが所要の手続きなく番号区画外に移転されたことを確認された場合という、そういうことがあり得るような記述がございますけれども、これはO A B～J 番号が付与されたものに対応する端末というか、集団をするような設備が、想定番号区画外に勝手に移転する可能性があるということを意味しているんですか。

(甘楽氏：オブザーバー) こちらについては、このオフィスナンバーにおいては、オフィスナンバーの契約者の方の契約拠点元、その住所というところがこの番号区画外に移転されるということを懸念して、こちらの記載としております。

(一井主査代理) つまりそれは住所がということですか。

(甘楽氏：オブザーバー) そうでございます。

(一井主査代理) 設備は移動していないのでしょうか。

(甘楽氏：オブザーバー) はい。ですので、元々契約のときにこちらで使いますということをおっしゃっていただきますが、そこから先ほど申し上げました本人確認郵便等でそのときに違うところに移転されているというようなことが発覚した際に対応しております。

(一井主査代理) わかりました。

(相田主査) よろしゅうございますでしょうか。

それでは、続きまして、ソフトバンク様から説明をお願いいたします。

(折原氏：オブザーバー) ソフトバンクでございます。弊社からは2つ、転送電話のサービスとして、サービスのご紹介をさせていただきます。

前提として、両方とも固定電話回線の敷設が必要なサービス、それを主回線と申し上げさせていただきますが、その主回線に対する付加サービスとして提供しているものでございます。

めくっていただきまして、2ページ目のホワイト光電話という主回線のサービスに対する転送電話サービスとして、3ページ目でどのようなサービスなのかをご説明させていただきます。

こちらについては、着信転送のみを提供しているサービスでして、ホワイト光電話という一般的なお客様、法人向けではなく一般的なお客様に加入いただいているO A B～J－I P電話サービスなんですけれども、お客様がご自宅にご不在であるとかそういう場合に、外でもその電話を受け取りたいというところで、契約者様、絵でいうと真ん中の回線の電話にかかってきたものを、あらかじめ指定した携帯電話等へ転送するサービスとして提供しております。

例えば左側の第三者から、真ん中の回線にかかってきたときに、外に契約者様がいらっしゃる時に、外でもとれると。携帯電話で例えば受けたとして、そのときの携帯電話のナンバーディスプレイとして表示される番号は、一番左側の第三者、発信者様の電話番号が表示されると。真ん中の電話番号が表示されるわけではなく、折り返せるように、かけてきていただいた方の電話番号が表示されるという意味で、下に電話番号を記載させていただいております。

めくっていただきまして、4ページ目からは、今回、総務省様からいただいたヒアリング項目に1対1で対応させる形で回答を書かせていただいております。

まず、転送電話サービスを提供する契約者の拠点と番号区画の関係につきましては、これは冒頭申し上げたように、固定電話ですので、実際に敷設をする場所というところを当然、確認しているというところです。

続きまして、ネットワーク構成ですが、O A B～J が付与されている回線を収容している交換機で制御しております。

3つ目、緊急通報につきましては、これは当然、固定回線が引かれておりますから、その回線からの緊急通報は、設備規則、番号規則で定められているとおり可能です。一方で、これは着信転送のみですので、発信転送の際の緊急通報というのは気にしなくてよいというところです。

4ページ目最後で、転送される場合の利用者への通知については、特にしておりま

せん。

めくっていただきまして、5 ページ目、転送される場合の利用者に表示される番号というところで、冒頭説明差し上げたとおり、着信転送においては、かけてきていただいた方の番号が、その方が発番非表示とかの設定をしていなければ、そのまま表示されるというところを記載させていただいております。

次の項目は、同じことになりますので、同上と書かせていただいております。

次の項目で、インターネットを経由する転送の場合のセキュリティーの措置というところですが、こちらについては、インターネットにこの電話を転送するということはしておりませんで、どういう場合に転送するかというと、転送先については番号保有網のいわゆる電話番号を持っているものに対して転送しているという趣旨で書かせていただいております。

このページ最後の転送電話を提供するネットワークにおける通話品質の確保というところで、こちらについては、前段のKDD I 様等の資料でもございましたけれども、おのおのの責任分界における品質を担保しているという意味で、転送先で携帯電話や050IP電話等の0AB～J番号に求められる通話品質基準よりも低い網を経由した場合は、それらの品質に依存するということです。

めくっていただきまして、6 ページ目、卸提供についてのご質問につきましては、ホワイト光電話は卸提供はしておりません。

次の項目、その次の項目は、発信転送に係るところなので、提供しておりませんというところです。

最後にそのほかというところで、本人確認について記載させていただいておりますが、サービスの契約時に身分証明書、公的証明書等で行っておりまして、利用者の範囲は契約者本人に限っております。

以上がホワイト光の着信転送サービスです。

7 ページ目は、Bizダイヤルというサービスをご説明させていただきます。こちらは弊社のおとくラインというサービス名で、0AB～Jアナログ電話を提供しております。それを契約いただいたお客様に対して、その主回線に対する付加サービスとして、スマートフォンからその0AB～J番号での発着信が可能なサービスとして、これは法人様向けに提供しているサービスになります。ホワイト光と違いますのは、発信転送も可能という点です。

下の絵は、まず上から着信転送の説明をさせていただきますが、こちらについてはほぼ先ほど申し上げた着信転送のケースと一緒にして、左側の第三者からかかってきた電話について、お客様の携帯電話のほうでも受けられると。そのときに発番表示は、かけてきていただいた第三者の電話番号が表示されるというものです。

下の行のところで、発信の場合につきましては、お客様のスマートフォンのほうに入れていただくアプリケーションを利用した発信においては、携帯電話からの発信であっても真ん中のおとくライン網を経由しまして、契約いただいている主回線の電話番号で発信ができると。ですので、左側のお客様に対しては、右側は携帯電話からかけているんですけれども、発番表示としては主回線として契約いただいている 0 A B ～ J 番号が表示されるというサービスになっております。

続きまして、9 ページ目以降でまたヒアリング項目に対する回答を書かせていただいております。

転送電話サービスを提供する契約者の拠点と番号区画の関係につきましては、こちらでも主回線が引いてあるサービスになりますので、当該拠点が番号区画内にあることを確認して、その上で提供しておりまして、契約者様が引っ越し等で番号区画外に移転した場合には、その移転後の別の番号区画であれば番号を変えていただいで使っていただくという形になっております。

続きまして、ネットワーク構成ですが、0 A B ～ J が付与されている固定回線の設置場所は契約者拠点になり、着信転送、発信転送は交換機の機能で制御しております。

緊急通報につきましては、B i z ダイアルから、つまり出先等で携帯電話であるにもかかわらず 0 A B ～ J で緊急通報をしようとしてしまうと、例えば東京の 0 A B ～ J の回線であるにもかかわらず、お客様が北海道とかに出張している際に、0 3 の消防とか警察にかかってしまうということになりかねないというところで、そちらについては許容しておりません。ですので、ここに書いてある文言をそのまま読ませていただくと、利用者の所在地と異なる緊急機関へ接続される可能性があり、また、混乱を招く可能性があるため、利用できないとしております。

アプリケーションで 1 1 0 番とかかけようとした場合の挙動につきましては、そのときに都度、メッセージが出てまいりまして、携帯電話をお持ちの場合に限るサービスですので、携帯電話からかけてくださいということで、そのメッセージに基づき、携帯電話からの 1 1 0 番、1 1 8 番、1 1 9 番としてかけていただくことになってお

ります。

ガイドンスにつきましては、次の項目ですが、ございません。

めくっていただきまして、10ページ目、転送される場合の利用者に表示される番号としては、着信転送につきましては、かけていただいた番号がそのまま表示されますと。発信転送については、主回線の番号が相手先に表示されるというものです。

次の転送電話の発信元を着信者に誤認させない措置としては、着信転送については同上で、発信転送については、今回のサービスというのは、当社のスマートフォンに限るサービスにしておりまして、両方とも本人確認等を行った上で、その同一性を契約時に担保しているというものになります。

インターネットに対しては、ホワイト光と同様で、転送しておりません。

品質につきましても、ホワイト光と同様です。

めくっていただきまして、11ページ目、Bizダイヤルの卸提供については、しておりません。

次に、0AB～Jをなぜ使いたいかというところなんですけれども、法人において、通常の業務では社会的に信頼性の高い0AB～Jを使いたいというニーズが非常に多くございます。ホームページや名刺にも記載されているというところでして、一方で外出時など一時的に離席した場合に、即時に対応できないというところがないようにするという趣旨で、非常にニーズが高いというところを書かせていただいております。さらにコストメリット等を下の行に書かせていただいているんですけれども、ビジネスチャンスを逃さないという意味だけではなくて、電話番号が必要ないので、わざわざ会社に誰かを置かなきゃいけないとかという人件費の削減ですとか、あとは固定電話を人数分置く必要がなくなりますので、携帯電話で0AB～Jを受けるようにできますので、そういった固定電話端末のコスト削減というメリットもあるというところなんです。

最後に、12ページ目、本人確認のところについてなんですけれども、主サービスがあると申し上げておりますので、そちらについては、そのサービスの本人確認というところで実施しております。加えて、契約の条件として、携帯電話と固定回線が必ず同一名義であることと、あと電気通信事業者ではないことを条件にしております。

以上です。

(相田主査) ありがとうございます。ただいまの発表につきまして、この場で確認して

おきたいということはございますでしょうか。

では、続きまして、日本通信様からお願いいたします。

(福田氏：オブザーバー) 日本通信の福田でございます。本日は、このような機会をいただきましてありがとうございます。

まず、資料に入る前に、私どもは前3社さん、あるいはほかの会社さんに比べて無名な会社でございますので、若干お話しさせていただくと、私どもは通信ニーズが多様化する中で、お客様のニーズ、非常に細かいニーズを拾っていこうということで生れてきているMVNOという事業モデルです。

これはもともと当社1社しかなかったところが、今や800社を超えるということで、そういった意味ではお客様側、あるいは事業者様側ともに細かいニーズを拾っていくことの大切さということが認識されてきた結果かなと考えています。

その中で、実は2010年の話なんです、ある地域の消防団の方々からお話をいただきまして、消防団の方ってふだんは農業だったり会社員だったり自営業だったりするわけですね。そうしたときに、例えば火事だといったときに、一斉同報ができる電話のシステムをつくってくれないかというお話があって、その際にモバイルのIPフォンというものをつくりました。そのときに、電話番号を何かしないといけないということで、050番号を付与した形で一斉同報できるというモバイルIPフォンを使ったわけです。

これで納品したのが2010年の12月だったわけですが、その数カ月後に3月11日、大震災が起きまして、このときに、いわゆる発信規制がかからないということで、この辺は総務省様からご要請いただいて、東日本の災害対策本部、医療団等にご利用いただいたというようなものでございます。

その発展形が実は、ページを開いていただきますと、1ページのところにございます、私どもが03スマホサービスという形で2014年に発表して提供を開始したと。ただ、ちょっと誤解を生じるとあれですけど、これは数カ月後に、実はそのタイミングでサービスとしては終了しております。ですから、今現在、行っているサービスではないということをご理解いただきたいと思います。と申しますのは、その当時、このやり方についてはいろいろな波紋を投げかけたということがあって、これは時期尚早かなということも踏まえて、自主的にやめているというものでございます。なので、過去のものでございますが、ご説明させていただきたいと思います。

先ほどのいわゆる消防団のというのは地域の部分なんです、特にケーブルテレビ事業者の方々と、いわゆる農家の方々が畑に出ている、そのときに家の電話がとれないみたいなニーズ、これは先ほど法人関係でニーズがあるというのはよくわかっていて、実際、私どもの会社でもそういうふうに使っているんですが、いわゆる一般家庭の中でも固定電話にかかってくる電話をどこでもとれるようにしたいというニーズはやはり非常に強くあるということから、こういうような仕組みをつくりました。

仕組みとしてはこの絵のとおりで、右側は、これは最初03でスタートしておりますので、右側がNTT東日本様の電話を使って、そこから私どもが、当時でいいますとドコモ様の携帯網をお借りしておりましたので、これを使ってIP電話として、スマートフォンのところで表示をします。これによって、いわゆる固定電話、03番号にかかってくる電話をスマートフォン上で発信、着信両方できますよというようなサービスでございます。

利用シーンとしては、2ページ目になりますけれども、これもいろいろ皆様ご説明されるみたいですが、いわゆる会社として、これは私ども、今隣にいる荒金の名刺にも書いてあるんですけど、ここに03-65幾つというような番号が記載されています。これはただ彼がスマートフォンでどこにいてもとれる状態にしている、私ども社内には、固定電話という装置自体は数台しか置いていないという状況になっております。そういう形で運用しているというようなケース。

そしてまた地方に出ますと、やっぱり農業、あるいは自営業の方が店をあけてしまうと、いろんなニーズがありますので、そういったところに使えるのではないかとということで想定しました。

3ページのところは、その当時、これは03でスタートしてというところでございますが、構想としては各地域のケーブルテレビ事業会社を中心となって、その地域にPBXを置いて、そこでNTT東日本・西日本様から固定電話をいただくことによって、契約することによって、全国その地域に即したことができますねと。これは実際にはある量販店の会社さんとも提携して、こういった展開を広げていこうという構想でございましたというところでございます。

4ページ、これはヒアリング項目への回答になりますけれども、サービス地域としては全国、提供としては個人ですと。

契約につきましては、犯罪収益移転防止法が定める本人確認を実施し、その当時、

そんなに大きな回線数ではございませんでしたけれども、その後、ある程度の期間、使われたときにも一切、この辺のところで捜査に必要だというような、警察への捜査協力はふだんから行っておりますが、そういった事例も一件もございませんでしたということです。

番号は、03を使っておりました。他網から来たものも03として発信。着信に対しても03番号がそのまま表示されるというようなものでございます。

5ページとしては、緊急通報については、これはこの特定の使う場所と位置が変わりますので、緊急通報はできないということで、この辺に関しては、いわゆる携帯においても固定においてもフルIP化していく中で、いわゆる緊急通報のあり方というのは従来と違う、いわゆる回線交換のルーティングを使う緊急通報ではない仕組みというのは、既に検討等いろいろ進んでいるようでございますが、早くそれを実施する必要があるんだろうと考えています。

設置場所としては、私どもPBXは東京にありまして、音声ガイダンス等はなし。このセキュリティーは、IDパスワードを使って、通信品質は、これは携帯電話網を使っておりますので、今、携帯事業者様の通信品質、非常に上がっておりますので、そこそこの品質はご提供できていたかなと。

卸サービスに関しては、このもともとの契約としては、ケーブルテレビ会社様と、ということでしたが、先ほどもお話ししたような事情で時期尚早であろうということで、やめております。

最後のページは、幾つか数字等ございますが、その辺については委員の方限りということになっております。その辺はお願いしたいと思います。

この辺のところをやはり考えていったときに、私は携帯電話で、何でもみんな携帯電話に電話しちゃうのかというと、携帯電話ってやっぱり本人にひもづいていて、変わらないんですよね。ところが固定番号、例えば私も最近、身内に不幸があって、親族に連絡しようとしたときに、固定番号でかけると違うところになっていると、引っ越しているところに電話していいかわからないと。見つけるのが大変な苦勞になります。なので携帯は本人にひもづけて、固定番号というのは本来は家にひもづけて、引っ越しても同じ番号がずっと使えていけると、諸外国でいくとそういったケースがだんだん増えているかと思いますが、そういったことの信頼性向上というのが実は必要なのではないかなと。

地域性というところの話、よく出ますけれども、私は携帯電話が、自分が知っている方から来るから安心、知らない番号だと、あれ？ 誰だろうと思うということと、固定もやっぱり同じなんだと思うんですよね。ですからそういった意味では、やはり長期的に同じ番号が使っていけるというようなところが特に必要になってくるのではないかと考えております。

以上、簡単ではございますが、主にヒアリング項目としてのご質問に対して、ちょっともう一度あれですが、過去の事例なので、現在の事例ではないということをご留意いただいた上で、以上とさせていただきます。ありがとうございます。

(相田主査) ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきまして、何かこの場で確認しておきたいということはございますか。はい。

(一井主査代理) 今、ご説明いただいた一番最後のところで、固定電話に関しても、どこへ行っても同じ番号を使えたほうがいいんじゃないかということがございました。

今日、最初に総務省さんから説明いただいた資料21-1のヒアリング項目の下から2つ目、そういうときになぜ0AB～Jなんですか、050ではなぜだめなんですかという質問を上げさせていただいていると思いますが、これについてはどのようにお考えですか。

(福田氏：オブザーバー) これはまず、先ほどちょっとお話ししたとおり、050をIPフォンとして携帯で使ったのは私どもが最初で、最初いろいろ問題がある中で、いわゆる震災のときに非常に役立ったということから実質、他社様もいろいろ広がるような形になってきたと思います。

しかしながら、先ほどソフトバンク様からもご指摘ありましたけども、やはり050番号というものが世の中で認知・信頼を得ていないという慣習的なところが大きいと思うんですね。

じゃあ、何でそこなんだろうというのは、当時、最近のデータではないんですが、私どもが2013年ぐらいでしょうか、ヒアリングした結果によると、私どもの場合は大丈夫だったんですが、050のサービスによっては、スマートフォンがバッテリーがもたないと。なのでかけるときには使うんだけど、着信時には切っている状態。つまりかけるときだけ050のアプリを立ち上げてかける。ところがふだんは切っていると。バッテリー消耗が大きいので。そうすると、かかってきたときに実は受けられないというようなところがあって、いわゆる050を携帯で使ったときの問題

というのは、その辺のところも1つ問題はあったのではないかなと。

ただ、いずれにしても世の中的に浸透さえすれば、それでいいのではないかと
ところが1つです。

それからもう一つは、例えばMVNOの立場で言いますと、私どもが直接使える電話番号というのが実はなくて、携帯電話のいわゆる回線交換のV o L T Eである、あるいはそういった電話番号自体に0 5 0を使っていいということであれば、0 5 0で私ども統一できるんですが、そちらはあくまでも携帯事業者様からお借りする0 9 0、0 8 0という携帯番号ですと。それでI Pとしては0 5 0ですという区分になってしまっているの、その辺のところが統一して使っていいということであれば、これは時間の問題で浸透できるのではないかと個人的には考えております。

(相田主査) よろしいでしょうか。また突っ込んだ議論は後ほどさせていただくことにいたしまして、それでは、続きまして富士通クラウドテクノロジーズ様からご説明をお願いいたします。

(芦田氏：オブザーバー) 富士通クラウドテクノロジーズでございます。S h a M o ! というサービスをご紹介します。ちょっと資料のボリュームがありますので、割愛しながらご説明します。また、ヒアリング項目ですけれども、資料、オレンジの吹き出しのところにコメントを入れているのが主に回答になるんですけれども、順不同になって申しわけございませんが、ご説明をしていきたいと思います。

まず、1ページ目ですけれども、S h a M o ! ですけれども、スマホにアプリをインストールすることによって、0 3、0 6等の0 A B ~ J 番号が使えるサービスとなっています。先ほど冒頭で参考資料であったところの一番最後のサービス形態のサービスで、ただ、我々、参考資料でいうとD社の位置に私どもがいるわけではなくて、D社は別のパートナーがしまして、D社とお客様の間に我々がいるというような立ち位置でサービスを提供させていただいています。

また、ネットワーク構成ですけれども、1ページの図にあるように、スマホとクラウド交換機の間はインターネット回線を使っております、これをクラウド交換機で転送サービスを実現しているわけですけれども、この先は、固定電話であれば公衆電話網を使っているというところでもありますので、また、品質についてもインターネット回線によるというところで、担保はできていないサービスになっています。ただ、独自の通信も圧縮をしております、数十キロ b p s の帯域で通話ができるようにな

っておりますので、通常のNTTの携帯等であれば全く問題のない品質で通話ができると考えています。

1 ページ飛ばしていただきまして、3 ページをごらんいただきます。契約者の固定と番号区画の関係ですけれども、我々のほうでは、契約時にお客様、これは法人または個人事業主様のみになるんですけれども、犯罪収益移転防止法にのっとりた手続でご契約をさせていただいておりますので、ここでのご本人確認等、住所等の確認を书面ですのと、あとは書留をお送りしまして、実際に届いているかどうかということを確認することによって、お客様が電話を使う区画、契約する区画とお与えする電話番号の区画が一致しているということを担保しております。

次のページの4 ページ目ですけれども、セキュリティーの措置、インターネットを経由する場合のセキュリティーの措置ですけれども、スマホのほうはID、パスワードを使って認証する形になっておりますので、こちらのほうでクラウドPBXを通信するときに、必ず認証が入るというふうになっています。

万一、お客様のほうでスマホを遺失された場合でも、お客様のほうに別途インターネット経由でコントロールパネルというものをご提供しておりまして、そこでパスワードを変更することによって、パスワードが無効になりますので、なくした、落としたときにすぐにそのパスワードの変更をしていただければ、拾った方が継続して使うということができなくなっております。

次のページに行っていただきまして、5 ページ目の転送電話の発信元を着信者に誤認させない措置ですけれども、こちらは基本的にはBYODの推奨しているサービスになっておりますので、お客様の持ち込みの携帯電話を使っていたくんですけれども、携帯電話の電話番号も当然ございますが、こちらのほうは我々のクラウドのPBXのほうでも我々が払い出している番号と、そのスマホが1対1でひもづいていますので、その番号でしか発信者情報はできないと。スマホの番号が出たりですとか、あとは任意に別の番号を利用者が通知することはできないような仕組みになっています。

次のページにも同じく書いていますけれども、03とか06の番号を持っている場合に、インターネット経由でサービスは使っていただきますので、例えば東京の方が大阪に出張しているときも、電話自体は受発信どちらもできますが、発信する際は、東京の方であれば03の番号で大阪の地区から発信するというサービスになっております。

しばらく飛ばしていただきまして、13ページ目まで飛ばしてください。13ページですけども、これはご契約されている利用者のほうが住所を移転された場合どうなるかということを書いてございますが、これは番号区画が同じであれば、そのままご提供している番号をそのまま継続して利用いただけるんですけども、番号区画外に出た場合は、当然に移転先の番号のほうをお渡しし直すか、我々がご提供できないエリアの場合は、サービスそのものを解約いただくということで、当初に確認した住所以外のところに出るときには、そのように番号を変えるか解約いただくというようなサービスになってございます。

また飛ばしていただきまして、18ページ目まで飛ばしていただきまして、お申し込み手続ですけども、我々はインターネットのみでサービスをお申し込みを受け付けておりますので、こちらはまだ犯罪収益移転防止法にのっとりた非対面の取引という手順で取引の確認をさせていただいています。繰り返しになりますけれども、本人確認をするとともに、書留等で契約住所のほうに書類を送付させていただいて、それが受領されているかどうかというところまで確認をして、初めて番号を提供するといったサービスになっています。

また、お客様のほうが住所移転されたときは、お客様のほうからその移転のほうを我々に通知するという義務を契約上に課しておりますので、お客様のほうからご連絡をしていただくようになっています。

すみません、1つ説明を飛ばしてございました。申しわけございません。8ページ目まで戻っていただきまして、緊急通報のところですけども、こちらについては、やっぱりスマホのアプリですので、緊急通報自体はできない仕様になっています。また、先ほど言ったようにスマホで使っていますので、スマホの電話番号自体は当然使えるということなので、お客様のほうにはスマホのほうから緊急通報をしていただくと、そのようなご案内をしています。

また、我々の転送電話を使っていることは、お客様、着信者にわかるかどうかというところですけども、特にガイダンスを入れたりとか、ビープ音みたいなもので注意みたいなものを発信はしておりませんので、受信者の方は通常の電話と思って応対をされていると思います。

ここまでの公開の資料でお渡ししているところで、この先は委員の方のみの資料になっております。申しわけございません。主に最後の050番号じゃだめだということ

ころの説明として、サービスの実態と合わせて少しご説明をさせていただければと思います。

まず、我々ども2016年の4月に始めたサービスでございますので、丸2年ぐら実際にご提供している直通の電話番号というのが2,200電話番号、我々は直通以外に代表電話番号というものもご提供できるので、電話番号の総数でいうと3,000電話番号でご提供しています。

非常に契約者に比べて提供している電話番号の数が少ないというのが一見してわかるかと思うんですけれども、ほぼ創業期の1名、2名の企業様、ないしは個人事業主様向けのサービスになっております。ですので、一番のサービスを選んでいただくポイントというのは、創業期にやっぱり固定電話で電話番号を用意するのも難しいというのと、あとはやっぱりどうしても1名、2名ですので、ずっと事務所にいるわけではないというところで、社長様ないしは個人事業主様がどこにいても電話の応対をしたいというところで、スマホで使える03番号というのをご利用いただくと。

また、創業時の会社様は、会社が成長するに伴って事務所もどんどん移転されていきますので、なかなか固定電話で引いてしまうと、番号が変わってしまうというところで、ビジネス上不利益をこうむるということで、使い続けられる、東京であれば、03区内であればどこでも使えるというところで、我々のサービスを選んでいただいていると。

これが050ではいけない理由ですけれども、やはり前の方もおっしゃっていましたが、今の社会慣習上、やはり03ですとか06の番号というのは信頼性があるというところで、名刺に書いたときに、050の番号や090の番号よりも信頼性が高まるというところで、03の番号を選んでいただいているという形になっています。

最後のほうで事例等もつけておりますけれども、ほぼやっぱり10名以下の会社様で使っていただいていると。10名社員全員に配るというよりも、営業とか社長様のような社外の方と頻繁に連絡をされる方が連携してご契約をいただいている、そういったサービスになっております。

駆け足になりましたけれども、以上になります。

(相田主査) ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に関して、今この場で確認しておきたいというような

ことはございますでしょうか。

それでは、最後になりますけれども、マイクロソフトで実際にはその代理としての岩田合同法律事務所の方から、ご説明をお願いいたします。

(松田氏：オブザーバー) 岩田合同法律事務所の弁護士の松田でございます。

まず1点、委員の皆様におわびを申し上げる点として、本日、私の左に、マイクロソフトコーポレーションのガナー・ハリー氏が座る予定だったんですけれども、体調不良でシアトルから来られなくなりまして、本日は欠席ということにさせていただきたいと思います。この点につきましては、代理人としておわびを申し上げます。

また、スライドに入る前に、1点申し上げておきたい点がございまして、マイクロソフトコーポレーションとしましては、日本では現在、O A B～J 番号を使った転送電話サービスは提供しておりません。また、現時点ではその具体的な予定もございませんので、その点をお含みおきいただければと思います。

本日は、世界各国でクラウド型P S T N通話サービスを提供しているグローバルな事業者の観点から意見を述べさせていただきたいと存じます。このような機会を頂戴しまして、まことにありがとうございます。

では、スライドに入っていきたいと思います。まず1枚目として、緊急通報の確保の状況ということで、マイクロソフトコーポレーションがクラウド型のP S T N通話サービスを提供している各国の全てにおいて、法人顧客のユーザーが当該法人の登録住所に所在するかを問わず、緊急通報の発信を許容するというシステムをとっております。

例えば米国、あるいは当社が今年の5月からサービス提供するカナダにおきましては、仮に緊急通報が発信された場合、まずその発信者に緊急通報機関が所在住所を尋ねまして、発信者が応答した場合には、発信者が述べたその所在地を管轄する緊急通報機関への接続を行います。

他方で、発信者が応答できない場合、例えば意識を失っているような場合、このような場合には法人顧客の登録住所を管轄する緊急通報機関への接続がなされると、そういうシステムをとっております。

次のスライドに行っていただきます。電話が転送される場合の利用者への通知ということで、マイクロソフトコーポレーションの見解といたしましては、エンドユーザー、これは例えば法人の場合であれば、実際にその電話を発着信する従業員の方とい

うこととなりますけれども、転送電話サービスの顧客が電話をかけた際に、当該転送電話サービスの類型とか、あるいは内容を問わず、一律にいかなる場合においても、例えば音声ガイダンスを流すとか、あるいは発信音を変更することを求めるというような規制は、適切でないと考えております。

その理由としましては、2番にお書きしているとおりなんですけれども、当社がクラウド型のPSTN通話サービスを提供している各国、現在、米国、英国、フランス、スペイン、ベルギー、ドイツ、オランダ、アイルランド、カナダと、基本的には北米と、それから欧州が中心ですけれども、いずれの国においてもそのような規制は存在致しません。にもかかわらず、仮に日本においてのみそのような規制を導入した場合、日本でクラウド技術を利用した通話サービスを使う方にとって、社会的にネガティブな印象を与えかねないと考えております。その結果として、日本における電気通信事業分野の発展に悪影響が生じるのではないかという懸念を当社としては持っております。

また、そのような規制をかけることによって、最新技術を利用した通話について、技術的な処理遅延が発生してしまうという懸念もございますので、この点についても述べさせていただいた次第です。

次に、スライドの4枚目に行ってくださいまして、転送される場合に、利用者にとどのような番号が表示されるのかという点について述べたいと思います。まず、当社の認識としては、グローバルに見た場合には、クラウド側の通話サービスというのは、ご承知おきのとおり、電気通信技術あるいはIP技術等の進展に伴いまして、事業所、これは会社の登録住所ということになりますけれども、従業員の方が会社の登録住所を離れた場所から、PSTN発信をするということは、極めて一般的になっていると理解しております。

その場合、法人について考えますと、電話番号というのは、発信者が今、現にどこにいるかという識別情報というよりは、会社の従業員の方が所属する組織としての会社のオフィスというのが、この発信者の事業者所在地という意味であり、会社のオフィスが地理的な識別情報を示すという意味合いが強くなっていると理解しております。

これに照らすと、仮に法人のエンドユーザーである従業員の方が、オフィスを離れた場所から電話の発信をする場合には、会社の代表番号あるいは当該会社の中でその従業員の方が会社から割り当てられているOAB～J番号というものを着信者におい

て表示させるということが最も適切であろうと当社としては考えております。

他の各国における状況ですけれども、特に米国等においては、電話番号そのものを見ても、その番号が携帯からの発信なのか、あるいは固定番号からの発信なのかということは明らかではないと状況がございます。現在、米国の連邦通信委員会では、固定電話番号における番号ポータビリティ制度の導入が検討されております。仮にこの制度が米国で導入された場合、例えばニューヨークにオフィスを持っている企業がサンフランシスコにオフィスを移したという場合、番号ポータビリティが固定電話番号でも使えますので、もともとニューヨークで使っていた番号をサンフランシスコでも使うことができると、このような制度の導入が米国では検討されております。

米国以外の各国でも、そのような制度の導入を検討している各国があるということでごまいして、このように固定電話番号の役割というのが現在、大きく世界的に見て変わっているという現状がございます。このような中、日本の規制についても、このようなグローバルな流れに沿った形で規制が設計されるということ、当社としては要望している次第でございます。

次に、5枚目ですけれども、転送電話サービスを利用する契約者の意見ということで、当社の理解としましては、転送電話サービスを利用することによって、法人顧客のエンドユーザー、つまり会社の従業員の方が、登録住所地であるオフィスの所在地を離れていても、インターネット接続さえあれば、オフィスにいる場合と同様に利用側の発着信ができるというモビリティを実現することが可能であると考えております。現状、他国においては少なくともこのようなモビリティの実現には高いニーズがあるというのが当社の理解でございます。

しかしながら、当社としては現在、日本では転送電話サービスを行っておりませんので、契約者が存在いたしません。従いまして、転送電話サービスを利用する日本における契約者の見解というものは現時点では調査できておりません。

最後に、転送電話サービスにおいて、なぜ0AB～J番号を使用する必要があるかという点について、当社の理解を申し伝えたいと考えております。

まず、日本の法人顧客、特に大手の企業様については、これまで企業で使っている番号、これは代表番号もそうですし、それから各従業員の方々が通常の業務でご使用になっている各人に割り当てられた番号、2つの側面がございますけれども、0AB～J番号を使用してきた企業というのが大半であると理解しております。このような

企業様にとっては、これまで使ってきた 0 A B ～ J 番号というものを、新しい種々のサービスのもとでも継続使用したいというニーズが高いと理解しております。かつ、社会的信頼性の観点からも、このようなお客様については 0 5 0 番号ではなく、0 A B ～ J 番号の使用を求めるニーズが極めて高いというのが当社の理解でございます。

ですので、このような日本の法人顧客の先行に鑑みた場合、法人顧客を対象とする転送電話サービスについては、0 A B ～ J 番号を使用する必要性が極めて高いというのが当社の理解でございまして、その点を各国で P S T N 通話サービスを提供しております事業者の立場から委員の皆様にお伝えしたいということでございます。

以上でございます。ありがとうございました。

(相田主査) どうもありがとうございました。

それでは現在、1 1 時 1 7 分ということで、一応この会、1 2 時までということを用意しておりますので、4 0 分くらい時間ございますので、ただいまいただきましたプレゼンの内容等についてのご質問あるいはご意見等ございましたら、ご自由にどこからでもお願いできればと思います。

(猿渡専門委員) どうも、プレゼンありがとうございました。

個人的には、今回は電話の話なんですけど、私はネットワークの研究者でして、インターネットを見ますと、当初、意味のなかったアドレスから D N S が登場して、その他、H T T P S みたいなより信頼性の高いほうに向かって、さらに最近ではデータベースを使ってアドレスに地理情報を結びつけるということで、どんどんより信頼性を高めて、よりいろんなサービスができるようにしているという流れがある中で、ちょっと今回の議論は逆行しているのかなという認識があります。

皆様の言っていることは全部、自己矛盾があるなと思っていて、転送サービスをする理由というのは、番号に信頼性があるからだ。ところが、その転送サービスを利用するその利用のされ方によってはその信頼性が損なわれるわけで、それは一瞬は確かにもうかるかもしれないんですけど、長い目で見ると、だんだんもうからなくなるわけなんですけど、これは全ての会社さんにお聞きしたいんですけど、転送サービスのあり方、例えば悪用による 0 A B ～ J 番号の信頼性低下はしてもいいと思っているのか、思っていないのか、そこをちょっと教えていただけますでしょうか。

(相田主査) じゃあ、N T T さんから順にお願いしますでしょうか。

(花石氏: オブザーバー) N T T でございます。もろ刃の剣的な要素があるというのは我々

も認識しております。ですので、先ほど申し上げましたとおり、エンドユーザーが安心できるように使われることが正しくて、そうでないものはやはりなくす努力をしなければいけない。それはやはり本人性確認であったりとか、あとは居住地、それから設備のくくりつけ、そういうところでしっかりと確認をして、そういうことが起きたものが発見された場合は正すという形、そういう形で、悪意のある使われ方についてはブロックしていく、そういうことが必要ではないかなと考えております。

(相田主査) では、KDD I さん。

(甘楽氏:オブザーバー) KDD I でございます。悪用をそのままにしていけないかという、それは弊社としても良くないと思っております。

(猿渡専門委員) 悪用はちょっと言い過ぎで、信頼性が低下するようなシステム形態になることが、いいのかどうなのかという。

(甘楽氏:オブザーバー) 信頼性が確保されないのではないかというところにおいては、設備的に確かに信頼性が確保できないというところはあるとは思いますが、それとあわせて、その本人確認などを重厚に行うだとか、そういったところで代替しており、転送電話サービスにおいては一定のニーズがあるとは思っておりますので、そこでのバランスと思っております。

以上でございます。

(相田主査) では、ソフトバンクさん、お願いします。

(折原氏:オブザーバー) 矛盾しているのではないかというご指摘もあったかと思うんですけども、弊社としては、矛盾はしていないと。ちょっと逆説的なところなのかなと考えていまして、その人がご自宅があるとか拠点があるという意味で、社会的信頼性、地理的識別性というのが必ずまずは存在していて、一方で、そのロケーションはあるにもかかわらずビジネスチャンス等々で外でも受けたいというところを、付加サービスとしてやりたいと。そのニーズに対してお応えするというところについては、むしろやっていったほうがいいんじゃないのかなと。

そのときに、必ず固定回線が引いていなければいけないのかとかそういうものに関して言えば、技術的な革新等を駆使して、どんな技術的もしくは運用面での担保でもよいので、それらの社会的信頼性、地理的識別性を担保するということをもって O A B～J を使ってもよいということを考えていけばいいのではないかなと考えています。

以上です。

(相田主査) では、日本通信さん、お願いします。

(福田氏：オブザーバー) 先生からの直球でのご質問で困っておりますが、私どもは先ほどのサービスをやめていることも含めて、当社は今、お客様でいうと実は都道府県の警察とか銀行とか地方自治体、あるいは政府、そういったところが主なお客様でございまして、安心安全の通信を提供するということを中心にやっております。そういった観点から、番号という、電話番号そのものの信頼性低下というのは望んでいることではないですというところがまずベースにあります。

その上で、これを転送電話と言うかどうかというところとは別なんです、例えば私どもの会社の社員が、とにかく席にいないと固定の電話で受けたものを受けられないとか、逆に携帯電話と固定番号と両方を通知しておかないといけないとか、そういった環境というのはやはり生産性とかいろいろ考えた場合には、会社の、私ども全員一人ずつに固定番号を全部割り振っていて、それをスマートフォンで受けているということをやっておりますし、先ほどお話ししたような消防団の事例であるとか、あるいはふだん家にいないから外で受けたいというニーズがあるのも事実だと思うんです。

なので、その辺のところはその信頼性を損なうということではなくて、信頼性をいかに担保しながら、でもそういう新しいニーズに対して対応していけるようにするのかと。これは非常に難題であるという理解はしておりますけれども、そういったスタンスであります。

(相田主査) では、富士通クラウドテクノロジーズさん、よろしくお願いします。

(芦田氏：オブザーバー) はい。富士通クラウドテクノロジーズです。非常に信頼性を損なうこと自体、やっぱりよくないことだと思っています。やっぱりバランスの問題だと思いますので、特に弊社のような個人事業主さんですとか創業期の会社さんというのはなかなかコストをかけて大規模な電話システム等を入れることはできませんので、その点で、こういったサービステクノロジーを活用したものは、あつてしかるべきだと思っています。

ただ、犯罪を助長すること自体はいけませんので、ここはこういった例えば犯罪収益移転防止法みたいなものとより関連性を持ちながら、きちんと本人確認する等のことは必要だと思っています。

(相田主査) それでは、岩田合同法律事務所さん、お願いいたします。

(松田氏：オブザーバー) 本来であれば、このご回答はマイクロソフトコーポレーション

様ご本人がご出席になっていないと回答できないと思うんですけども、代理人の立場から、当社とのコミュニケーションとの間の範囲で申し上げられる内容について申し上げます。当社が各国で提供しているこのPSTN通話サービスというのは、法人顧客のみを対象にしておりますので、当社の認識としては、法人顧客の場合についてのみ意見ということになります。このようなサービスについて、まず信頼性について、逆行なのではないかというご意見がございましたけれども、そこは信頼性というものが一体、何なのかというところを分析的に考える必要があると思っております。法人顧客の場合の信用性というのは、事業者のオフィスあるいは会社がきちんとその実在の場所にあるということであると考えております。番号区画内にきちんとした実在があつてですね。

従来の伝統的な枠組みのもとでは、従業員の方というのは毎日会社に来て、そのオフィスに常にいるということが想定されております。ですから、そのオフィスの固定電話の番号にかければ、出勤されているその従業員の方というのは、その電話を受けることができるし、発信もできたと。

ところが昨今の動きの中では、従業員のモビリティというのが増していて、海外出張に行ったりですとか、あるいは国内でも頻繁に従業員の方が動き回るという事態が一般化しております。そうすると、その従業員の方が電話を発着信する際の番号というのが、会社から発信しているのか、出先から発信しているのかという、そういう信頼性ではなくて、きちんとした実在のあるA会社というその会社の従業員の方が発信していることという点が極めて重要なポイントなのかなと思っております。このあたりの信頼とは何かという議論を詰めていくことが必要なのではないかと思う次第です。

信頼性という意味では、例えば緊急通報を出先からしてしまうと混乱を招くのではないかというような議論もあるかと思しますので、そのような混乱を招かないような規制の設計、あるいはその規制に沿った事業者側の適切な対応というものが必要なのではないかと考える次第です。

(猿渡専門委員) 最後のものに追加で質問、いいですかね。モビリティは確かに重要だと思っております。僕は転送を全部否定しているわけではなくて、050でばんばんやればいいのかと。ただ、0AB～Jというのが、地域に根差した信頼性があるというのを利用しているように見えていて、それは企業のほうで050でこの番号に

かければその会社にひもづいているというのを広めればいいだけの話で、わざわざ0 AB～Jを使う理由にはならないと僕は思うんですけど、その点は、モビリティではちょっと逃げられないと思うんですけど、いかがでしょうか。

(松田氏：オブザーバー) 東京を例にとって申し上げますと、東京にある会社をA会社として、そこが03番号を使っていると。これを、なぜ03番号を使っているのかというと、その会社が東京にあるので、03番号を使っているということだと理解しております、それを、もちろん地理的なひもづきのない050番号を使うということは、理屈の上では可能なんだと思います。けれども、やはり会社としては、会社が東京03にあるということをその番号から認識してほしいというニーズがおそらくあるのではないかと推察している次第でございます。

(猿渡専門委員) そうなると、国が変わった場合に、番号を使えるという話は、やはりちょっと今の現状とは合っていないという理解でいいんですかね。

(相田主査) 何が変わったということでしょうか。

(猿渡専門委員) 国を変えても番号を維持しようとしている動きがイギリスでありますよという話がありましたよね。

(相田主査) それは、国を変えてという話はさすがにないと思いますが。

(猿渡専門委員) 国はないのですか。

(松田氏：オブザーバー) 国の中です。

(猿渡専門委員) 国の中であればということですか。

(松田氏：オブザーバー) 米国のニューヨークからサンフランシスコに移した場合です。

(猿渡専門委員) ニューヨークからサンフランシスコですね。でもそれもやっぱり本社が変わったときには、やっぱりそこは変えたほうがいいという論拠になりますよね。

(松田氏：オブザーバー) そこは、米国と日本の状況がやや違うのかなと理解しております。

(猿渡専門委員) かなり違うと思いますけどね。すみません、どうぞ。

(相田主査) そこは国によって、いわゆるノーマディックというんでしょうかね、少なくとも一時的にであれば別の場所から番号を使っているということにしている国とかいろいろあるんですけど、ちょうど今、話題になりましたので、転送電話の契約者が国外に行っても、国内にいるかのように03番号で発信できる、あるいはさらには国外にかけるときに、日本からの発信であるように見えてしまうのかどうかということに

ついてですが、先ほどKDDIさんからは、国外からでは基本的には使えませんというようにことを明示的にご説明あったかと思うんですけども、それ以外の会社さんについて、ちょっと状況を確認したいのですけれども、NTTさんから順に、ちょっと悩んでいらっしゃるのであれかもしれませんが、もしこの場で確認できなければ、後ほどでも結構ですが。

(花石氏：オブザーバー) 持ち帰り各社確認させて下さい。

(相田主査) はい。ソフトバンクさんのほうはいかがでしょう。

(折原氏：オブザーバー) 発信転送を行っている例は、Bizダイヤルの例になりますが、当社のスマホに限るので、当社の携帯電話網からの発信転送になります。ただ、ごめんなさい、こちらについて海外からできるのかというのは、確認しないとわかりません。

いずれにせよ、その本人、契約者同一性を担保した人が使えるというところは変わらないです。

(相田主査) 日本通信さんはいかがでしょう。

(福田氏：オブザーバー) 終了しているサービスでございますが、私どもは、IP電話として当時ドコモのネットワークの上でのIP電話としていますので、ドコモエリア内ではしか使えないということでは、国外では使えないという形にしておりました。

(相田主査) 富士通クラウドテクノロジーズさん、いかがでしょう。

(芦田氏：オブザーバー) 実際の利用の確認はしていないんですけども、技術的には海外から日本にかけるとは可能です。そのときは、日本からかかっているように見えると思います。

ただ、契約上、海外の利用者とは契約しないことにしていますので、海外法人の方とか、その会社の方が使うことはできなくなっています。

また、こちらのサービスから海外にかけるとはできないです。海外の電話番号にかけるとはできないと。

(相田主査) マイクロソフトさんというか、岩田合同法律事務所さんのほうではいかがでしょうか。

(松田氏：オブザーバー) 大変恐縮でございますけれども、マイクロソフトコーポレーションとしては、日本で具体的なサービスを提供する予定がございませんので、この質問についてはこの場では控えさせていただきます。

(相田主査) ちょうどオブザーバーとして一色さん、来ておられますので、そういう外国に現にいる人が日本の番号を発番号として発信するというのは、国際的には今、どういうふうに認識されているのか、もし、これもこの場で答えられる範囲で、よろしければちょっとご回答いただければと思うんですけど。

(オブザーバー：一色氏) すみません、一色と申しますが、例えばITU-TのSG2というところでは、この番号は使っていますと。

それから昨今、ヨーロッパでは、ECCが番号に注力していろいろ、ECC NANというところでかなり検討をやっています。

私は、そういったところの状況なんかをいろいろ調べてきてはいますが、まずノーマディック使用という言葉、先ほど相田先生言われたように、もともと固定電話、携帯があんまり発達していなかったころから、固定電話をいかに外で使うかというニーズは当然のこととして欧米もありますので、ノーマディック使用を許容するという法律といいますか、ヨーロッパであればECCの勧告ということになりますけれども、それは存在しますので、ただ、それはあくまでも一時的なもので、あくまでも地理的番号を自宅でちゃんと住所があって、はっきりした人が一時的にビジネスなりで外で使う、海外も含めて、そこは許容の範囲で、全く自然体で使われていますが、この議論はむしろ本人性の確認ですとか、ほんとうに地理的番号が本来あるべき姿で割り当てられているのかというあたりの議論だとは思っています。

あと、SG2なんかですと、Eの157というのが発番号に関する勧告としてありまして、Eの156というのは、ミスユースという、誤用と言っていますが、それをいかにさけるかということに関して、国際間についての取り決めをつくろうということでやっていますが、現状、厳しく、何でも禁止してしまおうという意見、これは発展途上国とかその辺がかなりいろんな被害を受けていますので、そういう意見と、欧米は当然いろんなこの昨今の技術の進展なんかを考えると、安易に何でも規制するのは問題であって、それはむしろナショナルマターとすべきだというようなことがございまして、ただ以前、スカイプの例なんかは議論の中で紹介されたんですけど、インドにいる人がスカイプを使ってアイルランドでダブリンにいるかのように見せかけて、犯罪が発生しましたと。ただ、インドにいるということも含めて、なかなかわからなくて、そこに行きつくまでになかなか時間がかかったということで、やっぱり本人性確認というあたりがかなり重要だろうというような議論は行われていますけれども、

いずれにしても、そういったことを国際勧告の場で個々にあまり細かくは決めていませんということがあります。

(相田主査) ありがとうございます。

それでは、ほかにいかがでございましょうか。はい。

(一井主査代理) 私はやっぱりまた話を戻してしまうようなことで、先ほどの発信転送、着信転送両方にニーズがあるということは、皆様ご主張されたことで、そのことについては私も一定理解をしたつもりでございますけれども、そのときに使う番号として、なぜ0 A B～Jなのかというところは、やっぱりもうちょっと掘り下げて聞きたいなと思っております、先ほど信頼性の根拠がどこにあるのかということを考える必要があるというご指摘もございました。

その1つ、それはどうなのかというのはほんとうによくわからないわけなんですけれども、1つの考えとして、やはり固定回線を実際に引くということで、事業者さんもそうですし、利用者もそうであると。実際、引っ越しすると番号も変わるということを、国民、国民に限らないかもしれませんが、日本に住んでいる人が長年経験することによって、社会的に、ああ、なるほど、地理的にひもづいているんだなということを経験する、納得することによって発生してきたのかなという考えが1つはあり得るのかなと思っています。もちろんこれが絶対正しいということを主張するつもりはございません。

仮にそういう立場をとったとすると、固定回線を引くという手間をかけないで、0 A B～Jを使えるというようなサービス、そういったサービスもあるようにお聞きしましたけれども、それは今までの事業者、利用者全員のいろんな経験等に関するフリーライド、ただ乗りではないかという議論があり得ると思うんですね。

ちょっと観念的ではありますが、それによって結局そういったことが続くと、先ほどありましたが、先ほどはちょっと技術的な観点からだと思っておりますけれども、国民の間で、あるいは利用者の間で、どうも今まで信じていたのはうそなんじゃないかと、そういう信頼性というのは次第に掘り崩されていくという懸念があり得るのかなと感じております。

それについて、ちょっと抽象的で漠然としておりますけれども、もしお答え、お考えを教えていただければぜひお聞かせ願いたいと思うんですけれども。

(相田主査) この件は、先ほどのご説明で、NTTさん、KDDIさん、ソフトバンクさ

んは主回線を引いていらっしゃる方に対するものですか。

(一井主査代理) 引いてある方は、それを維持されているのはなぜかということも。

(相田主査) そうですか。じゃあ、それを含めて、じゃあ、順にもし。

(一井主査代理) もし可能だったらということで構いません。特に何もないということであれば構いません。

(相田主査) だから主回線を引いていらっしゃる方に対しても、同様なサービスを今後提供する気はあるかというようなご質問かと。

(一井主査代理) そういうことでもいいですし。

(相田主査) これもこの場でお答えするのが難しければあれですが。

(花石氏：オブザーバー) N T Tです。我々としては、やはり設備を持って、そして個人とのくくりつけによりやっていくところで、双方の相互理解のもとに安心というのをつくってききましたので、やはりそれを続けていきたいと思えますけれども。

(相田主査) K D D I さん、何かございますでしょうか。

(甘楽氏：オブザーバー) K D D I でございます。すみません。先程、弊社 a u オフィスナンバーは固定回線を引いていないと発言させていただきましたが、引いていらっしゃる方に対して提供しているということもありますし、引いていらっしゃる方と、引いている方それぞれに応じてサービスしているというところがございます。

また、訂正事項として発言させていただきますが、他の提供サービスにおいて、別のスキームを使って地理的識別性を担保するというやり方は実施しております。例えば、G P S で位置情報を捕捉し、違った番号区画に行ってしまうか否かを確認するスキームを導入しております。回線を引く、引かないは各社様に様々な考え方があるとは思いますが。O A B ~ J 番号の地理的識別性をしっかり担保することが最も重要である事が弊社見解でございます。

お答えになっていなければ、申し訳ございません。

(相田主査) ソフトバンクさん、いかがでしょうか。

(折原氏：オブザーバー) 個々のサービスの予定ですとか、将来の話については、ちょっとビジネスのmatterになってしまうので、差し控えさせていただきますが、ご指摘いただいた社会的信頼性、地理的識別性も含むと思うんですけれども、その意味というものについては、固定回線が引いてあるかどうかというところに着目すると、引けば必ずその場所を確認しているという意味だと思うんですね。

そちらについては、アナログの2線式の電話については必ずそこに引くという意味でそれが担保されますけれども、今後、IP化していくと、別にその回線である必要はないわけですね。例えばIPアドレスで見ているかということ、必ずしもその場所にあるかどうかはもはやわからないわけで、そうすると、そのOAB～Jという社会的信頼性、地理的識別性をどう担保していくかというのは、必ずしもそこに敷設してあるかどうかではなく、そのほかの手段、例えば今KDDI様がおっしゃられているような何らかの位置情報等を判断して、そこに必ずいると、もしくは当社の人間がそこに行って、その人がいるねと確認するとか、そういった運用とか技術とかというものを駆使して、今後その世界観をキープしていくというのは考えられるのではないかなと思ってまして、必ずしもアナログ電話がずっと続くわけではないこの世界の中で、OAB～Jを引き続き続けていくというところをどうやってみんなで守っていくのかなというところかなと思います。

(相田主査)では、日本通信さん、お願いします。

(福田氏：オブザーバー) まず、固定回線を引いていないのでフリーライドということに関して言いますと、これは多分、例えばNTT東西さんがやられたらそうなんだと思うんですが、私どもの場合でいいますと、私どももデータセンターまで1回線ずつきちっとコストをかけて引いておりますので、そういった意味では、フリーライドというようなところには当てはまらないかなとは思いますが、先生、首傾げていますが、というふうには考えております。

私は、より重要だと思う点は、よりというのは、先ほども私どもサービスをとめておりますので、そういった意味ではぜひご理解いただきたいと考えておりまして、ただ、やはりこの辺のいわゆるフルIP化していく世界と、電話番号との関係というものについては、私ども、当社だけでも波紋を投げかけている部分でいうと、2010年に050をモバイルでIP電話として使いました。それから、先ほどご説明した03スマホというものを2014年に導入しましたというところからしますと、この辺のところを私は早いルール化、早く明確にしていっていただきたいと。

これは従来、例えば15年前、20年前であれば、いわゆる通信関係の事業者って数社だったと思うんですね。しかしながら、先ほどお話ししたように、今、数社というのは固定網のあれを入れればあれですけども、今、MVNOだけでも八百何社になっています。特に、例えば私自身もコンピューター業界の出身ですというところに

なってくると、IP化してお客様のニーズがあるんだったら、それはやはり実現したいというところはやっぱり強いんですね。

ただし一方で、その中でまだはっきりしていないところがあるところに出てきていると。その辺について、やはり早く明確な方針を決めて、ルール化していただきたいというところをご要望でございまして、その部分のルール化の中に、いろんな要望を上げたいという気持ちは、それはそれでありませうけれども、それが必要だろうと。

これはちょっと議論と違いますけれども、私どももLTEの基地局を開発して、これはいわゆる周波数免許不要のLTEができるようになっておりますので、もうJATE、TELECを取り終わって、今日でも私ども社内ではもう正式に使っている状態です。

その場合に、さてそのスマートフォンの携帯電話にどの電話番号を付与できるだろうと。私どもは周波数免許を受けていないので、090の番号付与の権利がありません。じゃあ、そこは回線交換網なんだけれども、いわゆるVoLTEとかなんだけれども、それに050を使っちゃっていいんでしょうかみたいなところもあります。そういったところはやはりどんどん制度面、あるいは技術面が進んできているという中で、その辺のところをとにかく早くいわゆる明確な方向を出していただきたいと。

私どもは、それについて別に従いたくないとか言っているつもりも全くないですし、そういったところについて、ぜひお願いしたいと思いますし、そういった意味で、こういった会合が設けられていると理解しております。

(相田主査)では、富士通クラウドテクノロジーズさん、お願いいたします。

(芦田氏：オブザーバー) なかなかご質問に対してロジカルにお答えができないんですけれども、我々がお客様と相対していて思うのは、やっぱり03番号、0AB～J番号が、メタルの電話から長年積み上げてきた漠然とした信頼性というところに依拠しているところが大きくて、例えば品質性だったりですとか、地域性というものもあることはあるんですけども、そこまでは求められていないと思うんですね。

それよりも、漠と03という番号が何となく050よりも信頼性が高いと。名刺に書くときに、フリーのメールアドレスを書くよりも、独自ドメインのメールアドレスを書いたほうがいいですよとか、住所をとるときに、私書箱じゃなくてちゃんとした

ビルの1室の住所を書いたほうがいいですよというのに近いような感覚で受けとめていますので、すみません、ロジカルにお答えができないんですけれども、やっぱり長年積み上げてきた信頼感というもののなので、もしあるのであれば、社会的にビジネスの電話番号はこういう番号体系なんですよというのをつくって、それを広めるというのもありなのかなとは思いますが、おそらく個人的には、今からそういった新しいことをしても、結果論的には多分広まらないんだろうなと思っていますので、現在あるものにやっぱり新しい技術を載せていくほうが現実的なのかなと思っています。

お答えになっていないかもしれないんですけど、以上です。

(相田主査) 岩田合同法律事務所さん、何かございますでしょうか。

(松田氏:オブザーバー) 将来の話になりますし、あるいはビジネスの話になりますので、私の立場からは、会社様のご見解ということは差し控えさせていただきたいと思います。もっとも、一般論として、先ほどお話に出たフリーライドという話、要するに線を事業所に引かないのに、O A B ~ J 番号が使えるじゃないかという議論につきましては、全体のストラクチャーを見た場合に、実は線を引くという負荷というか、その負担というものと、昨今の新しいテクノロジーを使用してそれと同等のものを実は実現できるのではないかというところに、この議論の本質があると思っています。ですから他方で要するに線を引くということと比較した場合に、最新のテクノロジーを使って、何をもって同等なのかという話はまた別途、品質基準等で出てくるとは思いますが、そういう設計をしなければいけないと。

あるいは詐欺的なことが行われないように、適切な事業者の所在地の確認をするとか、さまざまな制度的な担保があると思うんですけれども、そういう負担を経た上で、初めてそういうサービスができるということであれば、そういうことをしようとしている事業者については、そういう負担があるわけですので、それがその線を引く負担、あるいはフリーライド云々というところとどういうふうに比較するのかという議論があるかと思いますが、必ずしもフリーライドという話にはならないのではないかと感じているところでございます。

(相田主査) それでは、よろしいでしょうか。はい。

(河村専門委員) 皆さん、お客様とかユーザーとおっしゃっていますが、私は、転送電話サービスを受ける、サービスをお願いするユーザーとしてではなくて、最終消

費者といえますか、会社にかけるほうの一般の消費者の立場から意見を言ってきたわけですし、これからも言っていきますけれども、フリーライドの話はもう随分ほかの委員の方から出ましたけれども、フリーライドと言っているのは、多分、私の理解では、コストとかのことというよりも、コストのことではあるんですけども、信頼性がついているOAB～J番号の信頼に対して、フリーライドということなんだと思うんですが、1つ質問させていただきたいんですけども、岩田合同法律事務所さんに、非常に質問のしにくい、今日、ペーパーを出していただいておりますので、赤字の部分が多いということなんですけれども、そこが非常に残念ではあります。もう少しほんとうに企業秘密的なことなのかどうかというのがよくわからなかったのです。

ただし、黒字に書いてあることと、先ほどおっしゃったことの中から質問させていただきたいんですけども、社会的信頼性のところで、特に13ページには黒字で「社会的信頼性の観点から050ではなくOAB～J番号」と書かれておりまして、口頭でのお答えの中で、その信頼性というのは、現にそこに企業が存在する、実在することであるとおっしゃったわけなんですけど、ということは、現にその企業がそこに実在するということの確認が必要であるとお考えだと考えていいですか。

(相田主査) お願いします。

(松田氏：オブザーバー) 現に所在するというのがどういう意味なのかということになるかと思いますが、どういう確認が必要になるかという意味では、そこはいろんな考え方があるかなと思います。何か現時点でこういうことをしたほうがいいという具体的なアイデアについて、ちょっと現時点で私からこの場で申し上げる立場にはございませんので、大変恐縮ではございますが、今のご回答でご説明になっていますでしょうか。

(相田主査) よろしいでしょうか、また他国の例でこのような所在確認をしているのか、しているとしたらどんなことをやっているのかとかいうような情報を、よろしければちょっと。

じゃあ、一色さんのほうから何かございますか。

(オブザーバー：一色氏) すみません、今のマイクロソフトさんのご説明していただいた資料、4ページ目になりますけれども、2個目で、米国は確かに検討はしています。ロケーションポータビリティという形で、住所が変わっても番号を変えないというあたりを検討はしておりますし、ヨーロッパでもフランスあたりが検討はしています

が、ただ、依然として世界の体制は、きちんと地理的番号のエリアをキープして守っていかうという体制ですので、ちょっとこの2番目の書きっぷりは誤解を与えますので、ちょっと注意していただきたいと思います。

(相田主査) 猿渡先生。

(猿渡専門委員) すみません、ちょっと時間が押してきているんですが、ちょっと考えるためにどうしても知りたいことがありまして、参考資料のほうで、参考資料の4、5、6ページにあるもので、現状どうなっているかというのを詳しく、もう少しだけちょっと知りたいんですけど、それぞれの会社でご自身が、特に大手3社に関しては、ご自身が提供しているものと、卸に出しているものでそれぞれどのサービスまではやっているというのを、ちょっとお教えいただけないでしょうか。

わかりますかね。参考資料の4、5、6、ケース1、ケース2と、仮にケース3と。

(花石氏：オブザーバー) NTTです。

まず、ケースの1の着信転送としてまずサービスはしています。

それから、クラウドPBXは我々の資料の中にもございましたが、これ単体としては、サービスとしては出ていますが、お客様が設備を用意することによって、こういう形はできますので、サービスを提供しているかというのと、サービスを行うアイテムとして、一部を提供している、またはパーツはサービスとしてご提供していると申し上げればよろしいでしょうか。

(猿渡専門委員) 全部、ケース1に入りますか。

(花石氏：オブザーバー) はい、ケース1です。

(猿渡専門委員) ケース1しか提供していないということですか。

(相田主査) とにかく端末回線が引かれていると、物理回線が引かれている場合と、のみということ。

(花石氏：オブザーバー) そうなります。

(猿渡専門委員) 卸に出しているところが、どういう形態まで許しているか。

(中村氏：オブザーバー) すみません、NTTの中村です。卸で提供というのは、例えばどういうことをおっしゃっているかというのと、コラボみたいなお話をされていますか。

(猿渡専門委員) NTTが会社に出して、ほかの会社にも、コラボではなくて。

(中村氏：オブザーバー) コラボでないとしても、また貸しというのはやっていなくて、必ず我々が使います。

(猿渡専門委員) わかりました。

(相田主査) KDDI さん、お願いします。

(甘楽氏：オブザーバー) KDDI です。弊社において、まずケース 1 は、オフィスナンバー等が該当し、1 は提供していると思っております。

それで、2 については、これは卸をしている、していないというところなんですが、(猿渡専門委員) いや、違います。物理回線が引かれているかどうかの違いだとお考えいただければと思います。

(甘楽氏：オブザーバー) であれば、先ほど申し上げましたとおり、オフィスナンバーで最終的に契約者の方の PBX だとかそういったところを自網内に置いているという場合がありますが、そこで B 社からお客様のところに回線が引かれていないというようなケースはあるかと思しますので、2 は存在していると思っております。

したがって、1、2 が該当すると思っております。(注)

(注) 後日、KDDI から、「精査した結果、やはりケース 1 のみが該当する」旨の訂正の説明があった。

(猿渡専門委員) 3 はないと。

(甘楽氏：オブザーバー) はい。

(猿渡専門委員) じゃあ、卸先はどうですか。

(甘楽氏：オブザーバー) 卸先の内容については、先ほど設問で回答させていただいておりますが、その実態というところは、ちょっと我々まだ詳細までは把握していないという状況でございます。

(相田主査) ソフトバンクさん、お願いします。

(折原氏：オブザーバー) 今日説明差し上げたのは、全てケース 1 です。

それでケース 2 につきましては、転送電話として提供しているケースとしては不是ですけども、この形態というのは、番号規則上も弊社の設備構成上も提供可能です。転送電話としては売っていないものの、一部この状況になって提供しているものはございますが、個別のサービスの内容になってしまいますので、詳細は差し控えさせていただきたいと考えています。

卸については、転送電話として卸しているサービスは一切ございません。OAB～J の卸は、当然それをやっている事業者は一部あるんですけども、それについては、電気通信事業者同士の契約で、その中でどういう内容なのかというのを把握しており

ますので、その卸先で変な使われ方をしていないというところについては、把握しているということです。

(猿渡専門委員) 3はないでしょうか。

(折原氏：オブザーバー) 3は、そもそも番号指定を受けていない事業者が提供しているケースというところでして、今申し上げたように、卸し先については把握しているということですので、おのずと提供していないというお答えになるかなと考えております。

(猿渡専門委員) ありがとうございます。

(相田主査) 大体予定した時間になりましたけども、よろしいでしょうか。

(猿渡専門委員) 残りの3社は全部3になるんですかね。

(相田主査) 基本的には番号指定を受けていないという意味では、3のケースですね。

(猿渡専門委員) すみません、ありがとうございます。

(相田主査) 多分まだまだご質問したい項目もあるかと思うしますので、恐れ入りますけれども、予定した時間になりましたので、追加の質問等ございましたら、事務局のほうまでご連絡いただき、事務局のほうで取りまとめて、本日プレゼンいただいた事業者様の方にお送りするということで、恐れ入りますけれども、本日プレゼンいただいた事業者様の方につきましては、また対応いただければと思います。

それでは、今後の予定等につきまして、事務局のほうからお願いいたします。

(影井番号企画室課長補佐) まず、今、相田主査からおっしゃっていただいた追加のご質問等がございましたら、事務局のほうで期限等のご案内も含め、また追ってご連絡を差し上げます。

次回の第22回委員会につきましては、5月30日水曜日の14時から開催する予定です。開催場所については、別途ご連絡をさせていただきます。

以上です。

(相田主査) 次回は、今度は利用者側の意見、主にこの利用者というのも、そういう転送電話利用者というよりは、そうでない、反対側の利用者というような観点をメインに取り上げて議論させていただきたいと思います。

詳細につきましては、私と事務局のほうでご相談させていただいて、追ってお知らせさせていただければと思います。

それでは、全体を通じまして、何か皆様からございますでしょうか。よろしゅうご

ございますか。

それでは、本日の会合はこれで閉会させていただきます。どうもありがとうございました。
ました。